

和歌山県消費生活条例施行規則新旧対照表（平成9年3月28日 規則第30号）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 消費生活の安全（第2条—第7条）</p> <p>第3章 和歌山県消費生活審議会消費者苦情処理部会等（<u>第8条—第14条</u>）</p> <p>第4章 訴訟費用等の援助（第15条—第26条）</p> <p>第5章 雑則（第27条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（削 除）</p> <p>（不当な取引行為）</p> <p>第3条 条例第18条第1項第1号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5）商品等の販売に際して、消費者が過去に関わった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の取引に係る不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益が拡大すること若しくは新たな不利益を被ることを防止するかのように告げて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p><u>（6）前各号に掲げるもののほか、消費者の契約締結の意思の決定に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p><u>（7）商品等の販売に際して、事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って、又は他の事業者であると誤認させるような方法で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>（8）～（17） （略）</p> <p><u>（18）消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思表示をしたにもかかわらず、退去させないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>（19） （略）</p> <p><u>（20）消費者の意に反して、同一の消費者に対し商品等を反復継続して供給し、又は契約の更新を勧誘し、若しくは契約を締結させる行為</u></p> <p><u>（21）商品等の購入資金に関して消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧め、又は定期預金、生命保険等の解約等をして資金を調達</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 消費生活の安全（第2条—第6条）</p> <p>第3章 和歌山県消費生活審議会消費者苦情処理部会等（<u>第7条—第14条</u>）</p> <p>第4章 訴訟費用等の援助（第15条—第26条）</p> <p>第5章 雑則（第27条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（情報提供）</p> <p><u>第2条の4 条例第6条第3項の規定により提供する情報は、商品等により受けた危害の状況及び指導又は勧告の内容の概要とする。</u></p> <p><u>2 商品等により受けた危害が重大である場合は、前項の情報のほか、あらかじめ、当該商品等を供給した事業者<del>に</del>に文書で通知した上で、当該商品等の名称、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表するものとする。</u></p> <p>（不当な取引行為）</p> <p>第3条 条例第18条第1項第1号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、消費者の契約締結の意思の決定に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、又は故意に事実を告げないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>（6）～（15） （略）</p> <p>（16） （略）</p>

<p><u>させて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>第4条 条例第18条第1項第2号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 通常の取引価格に比して著しく高い価格を定める内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(3) 商品等の販売に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(4) 契約に係る損害賠償の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率の負担を求める内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(5) 法令の規定が適用される場合に比して消費者の権利を制限し、消費者の義務を加重し、又は信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(6) 消費者が契約の申込みの撤回、解除又は取消しをする権利を不当に制限する内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(7) 消費者がした意思表示の内容と異なる事項を記載した虚偽の契約書面又は当然記載すべき事項を欠く等の不備な契約書面を作成して、消費者に著しく不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(8) 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(9) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任又は当該瑕疵に係る事業者の修補責任の全部又は一部を不当に免除する条項を設けた契約を締結する行為</u></p> <p><u>(10) 商品等を購入する際に本人であることを確認するためのクレジットカード、会員証、パスワード等が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる条項を設けた契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(11) 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させることとなる内容の契約を締結させる行為</u></p>	<p>第4条 条例第18条第1項第2号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 商品等の販売に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(3) 契約に係る損害賠償の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率の負担を求める内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(4) 消費者が契約の申込みの撤回、解除又は取消しをする権利を不当に制限する内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(5) 消費者がした意思表示の内容と異なる事項を記載した虚偽の契約書面又は当然記載すべき事項を欠く等の不備な契約書面を作成して、消費者に著しく不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(6) 商品等を購入する際に本人であることを確認するためのクレジットカード、会員証、パスワード等が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる条項を設けた契約を締結させること。</u></p>
<p>第5条 条例第18条第1項第3号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 消費者の関係人に対し、正当な理由なく電話その他の通信手段を用いて連絡を取り、又は訪問等を行うことによって、法律上支払義務のない者に債務の履行への協力を迫る行為</u></p> <p><u>(8) 事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、又は偽って、消費者に対し、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</u></p> <p><u>(9) 継続的に商品等を提供する契約に関して、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止する行為</u></p>	<p>第5条 条例第18条第1項第3号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>第6条 条例第18条第1項第4号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</u></p> <p><u>(6) 継続的に商品等を提供する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又</u></p>	<p>第6条 条例第18条第1項第4号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

は威迫等をして契約の存続を強要する行為

第7条 条例第18条第1項第5号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信を招く表現を用いて、与信契約等（条例第18条第1項第5号に規定する与信契約等をいう。以下同じ。）の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為
- (2) 商品等の売買契約の締結又はその勧誘に際して、与信に関する重要な情報を提供せず、又は事実と異なる情報若しくは誤認させる情報を消費者に告げて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為
- (3) 他の事業者の求めにより消費者が名義の貸与をした契約を締結し、当該契約に基づく債務が消費者の意に反するものであることを知り、又は知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為
- (4) 販売業者等の行為が条例第18条第1項第1号及び第2号に規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある商品等の販売をする者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為
- (5) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話し、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

第3章 第8条～第14条（略）

第4章 第15条～第26条（略）

第5章 第27条～第30条（略）

（意見陳述の機会の付与）

第31条 条例第18条第5項の規定により事業者に意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 情報提供の原因となる事実
- (2) 情報提供の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 条例第39条第2項の規定により事業者に意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 指導又は勧告の原因となる事実
- (2) 指導又は勧告の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 条例第18条第5項及び第39条第2項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。

第32条（略）

第3章 第7条～第14条（略）

第4章 第15条～第26条（略）

第5章 第27条～第30条（略）

（意見陳述の機会の付与）

第31条

条例第39条第2項の規定により事業者に意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 指導又は勧告の原因となる事実
- (2) 指導又は勧告の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 条例第39条第2項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。

第32条（略）

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

自主基準設定(変更・廃止)届出書 和歌山県知事 様 氏名 年 月 日 届出者 住所 印 電話番号
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
下記のとおり自主基準を設定(変更・廃止)しましたので、和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。 記 1 設定(変更・廃止)した基準の内容 2 基準の適用を受ける事業者の数並びにその住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称) 3 基準の設定(変更・廃止)年月日 年 月 日

- 備考 1 不要の文字を抹消すること。  
 2 変更の届出にあっては、基準の新旧対照表を添付すること。

別記第 1 号様式の 2(第 2 条の 2 関係)

	第 号 年 月 日
様	和歌山県知事 印
合理的な根拠を示す資料の提出について(通知)	
和歌山県消費生活条例第 6 条第 2 項の規定により、貴社(殿)が供給する商品等について、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日( )までに別紙(別記第 1 号様式の 3)により提出してください。	
1 商品等の名称 2 消費者が受けた危害の状況	

別記第 1 号様式の 3(第 2 条の 2、第 2 条の 3 関係)

	年 月 日
和歌山県知事 様	住所 印 電話番号
氏名	氏名

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

自主基準設定(変更・廃止)届出書 和歌山県知事 殿 氏名 年 月 日 届出者 住所 印 電話番号
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
下記のとおり自主基準を設定(変更・廃止)しましたので、和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。 記 1 設定(変更・廃止)した基準の内容 2 基準の適用を受ける事業者の数並びにその住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称) 3 基準の設定(変更・廃止)年月日 年 月 日

- 備考 1 不要の文字を抹消すること。  
 2 変更の届出にあっては、基準の新旧対照表を添付すること。

別記第 1 号様式の 2(第 2 条の 2 関係)

	第 号 年 月 日
様	和歌山県知事 印
合理的な根拠を示す資料の提出について(通知)	
和歌山県消費生活条例第 6 条第 2 項の規定により、貴社(殿)が供給する商品等について、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日( )までに別紙(別記第 1 号様式の 3)により提出してください。	
1 商品等の名称 2 消費者が受けた危害の状況	

別記第 1 号様式の 3(第 2 条の 2、第 2 条の 3 関係)

	年 月 日
和歌山県知事 様	住所 印 電話番号
氏名	氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

合理的な根拠を示す資料の提出について

和歌山県消費生活条例第6条第2項(第18条第3項)の規定により 年 月 日付け第 号で通知のありました合理的な根拠を示す資料については、下記のとおり提出します。

記

- 資料の名称
- 資料 別添のとおり

別記第1号様式の4(第2条の3関係)

第 号  
年 月 日  
様  
和歌山県知事 印

合理的な根拠を示す資料の提出について(通知)

和歌山県消費生活条例第18条第3項の規定により、貴社(殿)が行った取引行為について、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日( )までに別紙(別記第1号様式の3)により提出してください。

- 勧誘等に際して告げられた内容又は広告において表示された内容
- 条例及び条例施行規則に規定する不当な取引行為の該当条項

別記第2号様式(第18条関係)

消費者訴訟資金貸付申請書			
和歌山県知事 様		年 月 日	
氏名		申請者	住所
			印
			電話番号
和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7の規定による資金の貸付けを受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第18条第1項の規定により次のとおり申請します。			
貸付申請金額	円	訴訟の目的の価額	円
訴訟に要する費用の総額	円	内訳	1 裁判所に納める費用 円
			2 訴訟代理人に支払う費用 円
			3 その他 円
被害者	住所 氏名 ( ) 職業	電話番号	申請者との関係
被害の概要			
訴訟代理人	住所(所在地) 氏名	電話番号	

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

合理的な根拠を示す資料の提出について

和歌山県消費生活条例第6条第2項(第18条第3項)の規定により 年 月 日付け第 号で通知のありました合理的な根拠を示す資料については、下記のとおり提出します。

記

- 資料の名称
- 資料 別添のとおり

別記第1号様式の4(第2条の3関係)

第 号  
年 月 日  
様  
和歌山県知事 印

合理的な根拠を示す資料の提出について(通知)

和歌山県消費生活条例第18条第3項の規定により、貴社(殿)が行った取引行為について、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日( )までに別紙(別記第1号様式の3)により提出してください。

- 勧誘等に際して告げられた内容又は広告において表示された内容
- 条例及び条例施行規則に規定する不当な取引行為の該当条項

別記第2号様式(第18条関係)

消費者訴訟資金貸付申請書			
和歌山県知事 殿		年 月 日	
氏名		申請者	住所
			印
			電話番号
和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7の規定による資金の貸付けを受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第18条第1項の規定により次のとおり申請します。			
貸付申請金額	円	訴訟の目的の価額	円
訴訟に要する費用の総額	円	内訳	1 裁判所に納める費用 円
			2 訴訟代理人に支払う費用 円
			3 その他 円
被害者	住所 氏名 ( ) 職業	電話番号	申請者との関係
被害の概要			
訴訟代理人	住所(所在地) 氏名	電話番号	

		職業	
共同して訴訟を提起するときは、提起する者全員の人数(申請者を含む。) 人			
訴訟の相手方	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名)		
訴訟提起(予定)年月日	裁判所	年 月 日	提訴 提訴予定
連帯保証人	住所 氏名 職業	電話番号 申請者との関係( )	

- 備考 1 不要の文字を抹消すること。  
 2 申請者及び連帯保証人の住民票の写しを添付すること。  
 3 共同して訴訟を提起するときは、提起する者全員の住所及び氏名を記載した名簿を添付すること。

別記第 3 号様式(第 19 条関係)

消費者訴訟資金貸付決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
和歌山県知事 印		
年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 の規定による資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 19 条の規定により通知します。		
記 号		
1 貸付決定番号	第	号
2 貸付決定額	円	

別記第 4 号様式(第 19 条関係)

消費者訴訟資金貸付不承認通知書		第 号
		年 月 日
様		
和歌山県知事 印		
年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 の規定による資金の貸付けについては、下記の理由により貸付けをしないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 19 条の規定により通知します。		
記		
理由		

別記第 5 号様式(第 20 条関係)

消費者訴訟資金借用証書		年 月 日
年 月 日付け	第 号	で貸付けの決定の通知のあった和歌山県消

		職業	
共同して訴訟を提起するときは、提起する者全員の人数(申請者を含む。) 人			
訴訟の相手方	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名)		
訴訟提起(予定)年月日	裁判所	年 月 日	提訴 提訴予定
連帯保証人	住所 氏名 職業	電話番号 申請者との関係( )	

- 備考 1 不要の文字を抹消すること。  
 2 申請者及び連帯保証人の住民票の写しを添付すること。  
 3 共同して訴訟を提起するときは、提起する者全員の住所及び氏名を記載した名簿を添付すること。

別記第 3 号様式(第 19 条関係)

消費者訴訟資金貸付決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
和歌山県知事 印		
年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 の規定による資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 19 条の規定により通知します。		
記 号		
1 貸付決定番号	第	号
2 貸付決定額	円	

別記第 4 号様式(第 19 条関係)

消費者訴訟資金貸付不承認通知書		第 号
		年 月 日
様		
和歌山県知事 印		
年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 の規定による資金の貸付けについては、下記の理由により貸付けをしないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 19 条の規定により通知します。		
記		
理由		

別記第 5 号様式(第 20 条関係)

消費者訴訟資金借用証書		年 月 日
年 月 日付け	第 号	で貸付けの決定の通知のあった和歌山県消

費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例及び和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)の定めるところにより下記のとおり借り受けます。

借受金額 円 記  
和歌山県知事 様  
借受者 住所  
氏名 印  
上記借受けについては、借受者と連帯してその債務を負担します。  
連帯保証人 住所  
氏名 印

別記第6号様式(第21条関係)

消費者訴訟資金貸付決定取消通知書  
第 年 月 日 号  
様  
和歌山県知事 印  
年 月 日付け 第 号で貸付決定した和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金については、下記の理由により貸付けを取り消しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第21条第2項の規定により通知します。  
理由 記

別記第7号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予申請書  
和歌山県知事 様  
年 月 日  
申請者 住所  
氏名 印  
年 月 日に借り受けた和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例第18条の8第2項の規定により返還の猶予を受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第23条第2項の規定により下記のとおり申請します。  
記  
1 貸付決定番号 第 号  
2 借受金額 円  
3 返還猶予申請金額 円  
4 返還猶予申請期限 年 月 日まで  
5 申請の理由

備考 申請の理由を証明する資料等を添付すること。

別記第8号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予決定通知書  
第 号

費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例及び和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)の定めるところにより下記のとおり借り受けます。

借受金額 円 記  
和歌山県知事 殿  
借受者 住所  
氏名 印  
上記借受けについては、借受者と連帯してその債務を負担します。  
連帯保証人 住所  
氏名 印

別記第6号様式(第21条関係)

消費者訴訟資金貸付決定取消通知書  
第 年 月 日 号  
様  
和歌山県知事 印  
年 月 日付け 第 号で貸付決定した和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金については、下記の理由により貸付けを取り消しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第21条第2項の規定により通知します。  
理由 記

別記第7号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予申請書  
和歌山県知事 殿  
年 月 日  
申請者 住所  
氏名 印  
年 月 日に借り受けた和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例第18条の8第2項の規定により返還の猶予を受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第23条第2項の規定により下記のとおり申請します。  
記  
1 貸付決定番号 第 号  
2 借受金額 円  
3 返還猶予申請金額 円  
4 返還猶予申請期限 年 月 日まで  
5 申請の理由

備考 申請の理由を証明する資料等を添付すること。

別記第8号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予決定通知書  
第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の猶予については、同条例第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を猶予することに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 23 条第 3 項の規定により通知します。

記 号

1 貸付決定番号 第 号

2 貸付金額 円

3 返還を猶予する金額 円

4 3 に係る返還猶予後の返還期限 年 月 日まで

別記第 9 号様式(第 23 条関係)

消費者訴訟資金返還猶予不承認通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の猶予については、下記の理由により返還を猶予しないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 23 条第 3 項の規定により通知します。

記 号

1 貸付決定番号 第 号

2 理由

別記第 10 号様式(第 24 条関係)

消費者訴訟資金返還免除申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 印

氏名

電話番号

年 月 日に借入を受けた和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金について、同条例第 18 条の 8 第 2 項の規定により返還の免除を受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 24 条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

貸付決定番号	第 号		
借受金額	円	返還免除申請金額	円
訴訟に要した費用の総額	円	内訳	1 裁判所に納めた費用 円
			2 訴訟代理人に支払った費用 円
			3 その他 円

訴訟の終了に伴い、相手方から得られることとなった金銭の価額 円

上記の金銭の内訳		訴訟の相手方	住所
----------	--	--------	----

年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の猶予については、同条例第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を猶予することに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 23 条第 3 項の規定により通知します。

記 号

1 貸付決定番号 第 号

2 貸付金額 円

3 返還を猶予する金額 円

4 3 に係る返還猶予後の返還期限 年 月 日まで

別記第 9 号様式(第 23 条関係)

消費者訴訟資金返還猶予不承認通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の猶予については、下記の理由により返還を猶予しないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 23 条第 3 項の規定により通知します。

記 号

1 貸付決定番号 第 号

2 理由

別記第 10 号様式(第 24 条関係)

消費者訴訟資金返還免除申請書

年 月 日

和歌山県知事 殿

申請者 住所 印

氏名

電話番号

年 月 日に借入を受けた和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金について、同条例第 18 条の 8 第 2 項の規定により返還の免除を受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 24 条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

貸付決定番号	第 号		
借受金額	円	返還免除申請金額	円
訴訟に要した費用の総額	円	内訳	1 裁判所に納めた費用 円
			2 訴訟代理人に支払った費用 円
			3 その他 円

訴訟の終了に伴い、相手方から得られることとなった金銭の価額 円

上記の金銭の内訳		訴訟の相手方	住所
----------	--	--------	----



			氏名又は名称及び代表者の氏名
申請の理由			

備考 申請の理由を証明する資料等を添付すること。

別記第 11 号様式(第 24 条関係)

消費者訴訟資金返還免除決定通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
和歌山県知事 印			
年	月	日	付
<p>けで申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の免除については、同条例第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を免除することに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 24 条第 3 項の規定により通知します。</p>			
記			
1	貸付決定番号	第	号
2	貸付金額	円	
3	返還を免除する貸付金の金額		円
4	返還を免除しない貸付金の金額		円

別記第 12 号様式(第 24 条関係)

消費者訴訟資金返還免除不承認通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
和歌山県知事 印			
年	月	日	付
<p>けで申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の免除については、下記の理由により免除しないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 24 条第 3 項の規定により通知します。</p>			
記			
理由			

別記第 13 号様式(第 29 条関係)

(表)

	8センチメートル		
6セン		3センチメートル	第 号

			氏名又は名称及び代表者の氏名
申請の理由			

備考 申請の理由を証明する資料等を添付すること。

別記第 11 号様式(第 24 条関係)

消費者訴訟資金返還免除決定通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
和歌山県知事 印			
年	月	日	付
<p>けで申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の免除については、同条例第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を免除することに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 24 条第 3 項の規定により通知します。</p>			
記			
1	貸付決定番号	第	号
2	貸付金額	円	
3	返還を免除する貸付金の金額		円
4	返還を免除しない貸付金の金額		円

別記第 12 号様式(第 24 条関係)

消費者訴訟資金返還免除不承認通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
和歌山県知事 印			
年	月	日	付
<p>けで申請のあった和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 18 条の 7 に規定する資金の返還の免除については、下記の理由により免除しないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 30 号)第 24 条第 3 項の規定により通知します。</p>			
記			
理由			

別記第 13 号様式(第 29 条関係)

(表)

	8センチメートル		
6セン		3センチメートル	第 号

					氏名 生年月日 年 月 日
上記の者は、和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 38 条第 1 項の規定により立入調査又は質問をする職員であることを証明する。					
年 月 日					
和歌山県知事					印

(裏)

和歌山県消費生活条例(抜粋)					
(立入調査等)					
第 38 条 知事は、第 6 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 2 項若しくは第 21 条第 2 項の規定による勧告又は第 7 条若しくは第 21 条第 1 項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告を求め、又は知事の指定する職員に当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることができる。					
2 前項の規定により、立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。					

					氏名 生年月日 年 月 日
上記の者は、和歌山県消費生活条例(平成 8 年和歌山県条例第 47 号)第 38 条第 1 項の規定により立入調査又は質問をする職員であることを証明する。					
年 月 日					
和歌山県知事					印

(裏)

和歌山県消費生活条例(抜粋)					
(立入調査等)					
第 38 条 知事は、第 6 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 2 項若しくは第 21 条第 2 項の規定による勧告又は第 7 条若しくは第 21 条第 1 項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告を求め、又は知事の指定する職員に当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることができる。					
2 前項の規定により、立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。					